

檀原市立白檀中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

このことから、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、生徒等が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめ防止等のための基本的な事項

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
いじめの加害生徒・被害生徒は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな生徒を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめ防止等のための体制

(1) いじめの防止等のための組織<22条>

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。【別紙1】

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。【別紙2】

年間計画の作成にあたっては、生徒への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等留意する。

3 いじめ防止等に関する取組（いじめを防止する学校文化を築くために）

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。【別紙1】【別紙2】

(1) 未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

いじめの問題への取組は、多くの生徒等が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

①道徳授業の充実

(ア)日時 いじめについては1学期、なかまづくりは全学期

(イ)対象 全学年

(ウ)内容 資料やロールプレイを通じて、いじめをしない、許さないという道徳的判断力を養う授業と継続的ななかまづくりの取組

②人権だよりの発行

(ア)日時 月1回発行

(イ)対象 全学年

(ウ)内容 人権啓発をはかる内容の「人権だより スクラム」の発行

③人権講演会

(ア)日時 11月

(イ)対象 全学年・全保護者

(ウ)内容 人権啓発をはかる講演会の開催

④フィルタリングの啓発

(ア)対象 全学年・全保護者

(イ)内容 スマートフォン・携帯電話を媒介として起きる犯罪・トラブルから生徒を守るため以下のことに取り組む

・フィルタリング(有害サイトアクセス制限等)の普及

・家族でのスマートフォン・携帯電話使用のルール設定

・生徒の情報モラルの向上

(2) 早期発見 ～こころを配ることから～

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

①教育相談アンケートと面談の実施

(ア)日時 1学期と3学期に各1回

(イ)対象 1学期は全学年 3学期は1・2年生

(ウ)内容 アンケートを実施・回収後それをもとに生徒全員に担任との二者面談を実施する。アンケート・二者面談の内容を「いじめ・不登校対策委員会」に諮り、対応策、防止策などの方針を決定する。

②いじめに関するアンケート調査(記名方式)

(ア)日時 2学期当初

(イ)対象 全学年

(ウ)内容 記名方式でアンケートを実施・回収後「4月以降いじめられたことがある」、「まわりがいじめられている人がいる」と答えたすべての生徒について面談による聞き取りを行う。
聞き取りの内容を「いじめ・不登校対策委員会」に諮り、対応策、防止策などの方針を決定する。

③ふれあい指導

(ア)日時 朝の会前、業間、昼休みなど

(イ)対象 全学年

(ウ)内容 昼休みなどに教員が教室・廊下で生徒の行動を見守りながら、随時声かけを行い個々の生徒の様子や人間関係の変化を把握するとともに、生徒が気軽に相談できる機会を設ける。

(3) 早期対応 ～素早く組織として～

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。【別紙1】

(4) 再発防止 ～継続こそ教育愛～

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

4 重大事態への対応

生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ・不登校対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、市及び市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

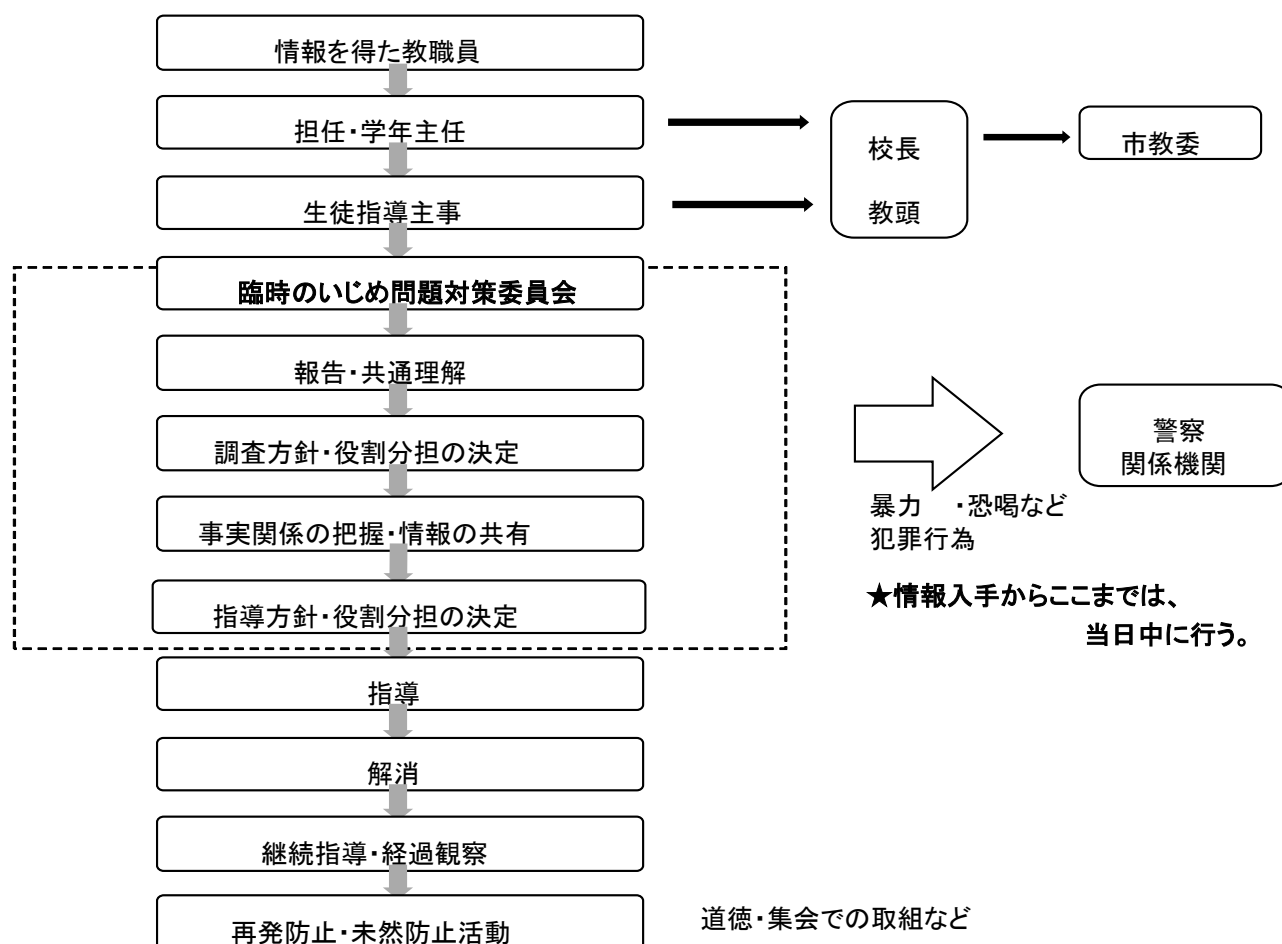
5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ・不登校対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

いじめ防止等のための組織

- (1)名称 いじめ問題対策委員会
- (2)構成 校長、教頭、学年主任、教育相談部長、教務主任、生徒指導主事、人権教育部長
(スクールカウンセラー・スクールライフサポーター)
- (3)日時 原則月1回(全校運営委員会の開催日に同時開催)
必要があれば臨時開催
- (4)内容 ①学年主任よりいじめを受けているおそれのある生徒すべてについて状況報告。
② ①で取り上げられた生徒に対しての対応策、防止策などの方針を決定。

(5)対応図



(6) 情報入手した日の当該学年の動き

1. いじめの認知は本人、保護者、友人などの誰からの情報であっても「この事態を心配している人からの報告があった」で統一する。
2. 加害者が1人の場合は、教員は複数で聞き取る。
3. 加害者が複数の場合は、生徒1人に対して教員が1人以上で、それぞれ別々に部屋で同時に15分を目安に聞き取りを行う。
4. 15分後、加害者を残し、教員が情報交換・矛盾点を整理する。
5. 矛盾が多い生徒に、複数の教員で再度聞き取りを行う。(3～5を繰り返す)
6. 加害生徒と聞き取った教員が集まり、事実関係や行動の問題点を確認する。
7. 関係保護者に連絡・家庭訪問で事実関係と指導内容・今後の指導方針の報告を行う。

(7) 各生徒への指導・支援

被害者への支援

共感的に受け止める

- 伝えること
 - ・学校として「何としても守る」という姿勢
 - ・プライバシーの保護
- 確認すること
 - ・身体の被害状況（診断書）
 - ・金品の被害状況
 - ・カウンセリングの必要性
 - ・警察への被害申告の意志
- 留意すること
 - ・再発や潜在化
 - ・保護者への説明と保護者の考えの確認

加害者への支援

毅然とした態度で

- 伝えること
 - ・いじめは決して許されない行為であること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・自分の行為が重大な結果に繋がった
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・加害者の心理的背景（ストレス・自己存在感等）
 - ・加害者が被害者になること
 - ・保護者との連携

他の生徒への指導・支援

みんなを守るという姿勢

- 伝えること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・観衆や傍観者も加害者であること
 - ・プライバシーの保護
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・観衆や傍観者が被害者になること

(8) 重大事案への対処

- ・速やかに市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する。
[榎原警察署生活安全課（23-0110）]
- ・市教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める。
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する。
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする。

いじめ防止等に係る年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	いじめ問題 対策委員会① 職員研修	いじめ問題 対策委員会②	いじめ問題 対策委員会③	いじめ問題 対策委員会④	人権教育 職員研修	いじめ問題 対策委員会⑤
未然防止	全学年いじめ 防止の道徳			インターネット犯罪 被害防止教室		
早期発見		いじめに關する アンケート調査	二者面談① こころと生活 等に関する アンケート調査①	三者面談		個別聞き取り

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修	いじめ問題 対策委員会⑥	いじめ問題 対策委員会⑦	いじめ問題 対策委員会⑧	いじめ問題 対策委員会⑨	いじめ問題 対策委員会⑩	いじめ問題 対策委員会⑪ ・まとめ
未然防止	文化祭での人権 ポスター展示発表	人権講演会			入学者説明会	情報モリ講演会
早期発見			人権を確かめ あう アンケート調査③ 三者面談	個別聞き取り	教育相談アンケート 調査 二者面談②	